

中空知広域水道企業団水道料金審議会資料 (第2回)

- ・日時:平成31年2月12日(火)14:00~
- ・場所:滝川市まちづくりセンターみんくる

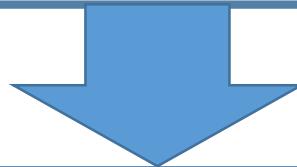
本日の審議内容

1 第1回審議会の内容確認	3
2 第1回審議会で要望いただいた資料	5
3 水道料金の原則と現在の料金	9
4 今後の水道料金(用途別料金の試算)	37

1 第1回審議会の内容確認

(1) 水道事業の課題のまとめ(第1回資料P20)

- ◆給水人口の減少は今後も続くことを予測しています。
- ◆水道利用者が減少することにより給水収益(水道料金収入)も減少すると予測しています。
- ◆現有資産の更新ピークを迎え、資産の更新及び改修等に多額の費用が必要となります。



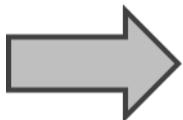
- ❖今後の水道事業の課題を解決するため、将来を見据えた上での経営改善を行うことが大切です。
- ❖計画的な投資・財政計画を立て、健全な経営に努める必要があります。

1 第1回審議会の内容確認

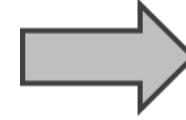
(2) 水道料金の改正(第1回資料P37)

経営戦略の財政収支見通しから、資金不足分の約6億円については水道料金に求めざるを得ないこと、H32～40年度の9年間平均で1年に約7千万円(6%の水道料金相当)が必要なことから、H32年4月から平均6%の水道料金引上げ(消費税改正分別)を行う必要があります。

資金の不足



料金の改正



収支が均衡

- 必要な現金残高12億円
- 投資計画＋財政計画を行ってもなお6億円不足
- 不足財源の約6億円は水道料金に求めざるを得ない

- 水道料金改正年度はH32と仮定
- H32～H40の平均水道料金収入は約12.5億円
- 不足する6億円を9年間で割ると、1年に約7千万円必要

- H32.4月から平均6%の水道料金引上げを行う(消費税改正分は別)

●7千万円を12.5億円で割ると6%の水道料金引上げが必要

2 第1回審議会で要望いただいた資料

(1) 水道法の改正

水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するため昨年12月に水道法が改正されました。主な内容は次のとおりです。

①「広域連携の推進」

- ・複数の市町村の水道事業の統合などにより事業を効率化する。

②「適切な資産管理の推進」

- ・計画的に水道管の更新や耐震化を進める。

③「多様な官民連携の推進」

- ・民間の技術力や経営ノウハウを活用する。

前回の第1回審議会で、水道事業の民営化について資料提供が求められておりましたので、この中から③「多様な官民連携の推進」について説明します。

2 第1回審議会で要望いただいた資料

(2) 官民連携の主なもの(コンセッション方式を新たに位置付け)

今までの制度		新たに制度化	
手法	一般的な業務委託	長期・包括的業務委託	コンセッション方式
契約期間	3~5年が一般的	5~20年程度	20年以上が一般的 (他分野の例)
業務の範囲	【施設の運転・維持管理】	【施設の運転・維持管理】 + 【施設の設計・建設】	【施設の運転・維持管理】 + 【施設の設計・建設】 + 【料金の設定・収受】 ※ただし条例の範囲内で
主要な業務	・メーター検針 ・料金徴収等に係る事務 ・浄水場の運転管理	左記業務に加え、 ・民間資金を活用した施設の設計・建設・維持管理	左記業務に加え、 ・事業経営への参画 ・民間の資金調達 ・範囲内での料金設定と収受

2 第1回審議会で要望いただいた資料

(3)コンセッション方式の特徴

※厚生労働省・日本水道新聞の資料などを参照。

- ①コンセッション方式といえど、水道事業の最終責任者はあくまでも市町村(企業団)であり、**水道事業自体の「民営化」ではない。**
- ②ただし、施設の設計、建設や料金の設定など、**管理運営全般に関する内容の委託**であるため、**慎重な判断を要する。**
- ③改正水道法をはじめとする日本の法体系では想定しにくいものの、海外の事例においては、**水質の悪化、水道料金の高騰、事業者に対する監督体制の不備**等により、再公営化された例もある。
- ④コンセッション方式を含めた民間委託を選択するかどうかは、市町村(企業団)次第であり、言い換えれば議会制民主主義の中で**住民が判断すること**である。そのためにも、企業団としても今後情報収集に努めてまいりたい。

2 第1回審議会で要望いただいた資料

(4)コンセッション方式に対する全国都府県知事・市長等の主な方針

○宮城県知事

上工下水(広域上水道・工業用水・流域下水道)一体での運営を「みやぎ型管理運営方式」と称し、コンセッション方式による実現を目指す。

(H30.12.20 日本水道新聞より参照)

○大阪市長

配水管の老朽化、耐震化、配水部門にコンセッションを活用したいとし、自身のツイッターで発信。(H30.12.20 日本水道新聞より参照)

○他の都道府県及び政令市

コンセッション方式の趣旨に理解を示しながらも、導入には慎重な姿勢を取っている自治体が多い模様。(H30.12.20 日本水道新聞より参照)

○その他の市町村及び企業団

コンセッション方式に対する方針など個別の情勢については把握していない。

3 水道料金の原則と現在の料金

(1) 水道料金の原則

① 経営の基本原則

清浄にして、豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること(水道法第1条)



水道は、上記を目的とした「地方公営企業」であり、その経営にあたっては、「常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」(地方公営企業法第3条)という点が基本原則となっています。

3 水道料金の原則と現在の料金

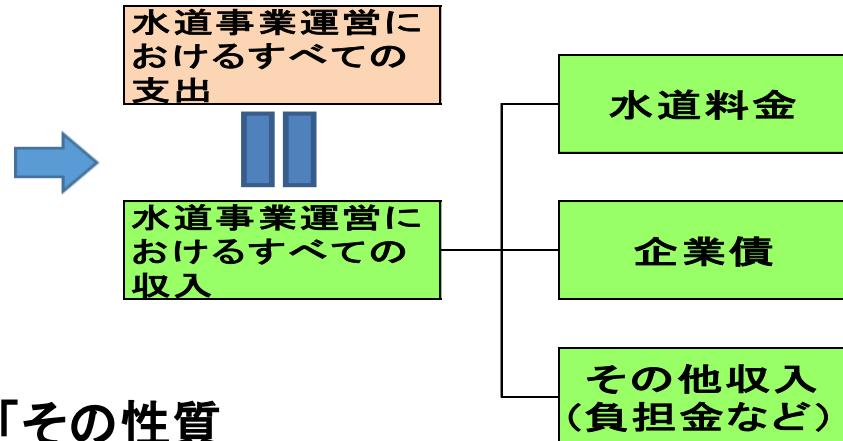
(1) 水道料金の原則

② 独立採算の原則と経費負担の原則

■独立採算制の原則

企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」(地方公営企業法第17条の2第2項)

税金によらず、水道料金などの収入によって賄うこととされています。



■経費負担の原則

企業運営に必要な経費のうち「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」は、税金(市町の一般会計の負担金)で賄う(地方公営企業法第17条の2第1項)

→ 消火栓に要する
経
費が該当

3 水道料金の原則と現在の料金

(1) 水道料金の原則

③ 料金の公正妥当性

料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(地方公営企業法第21条第2項)



■料金設定の原則 (水道法第14条第2項)

- ・事業運営に要する総費用の見込みを立て、それを賄える適正な原価
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること
- ・特定の者に対して不当な差別的扱いをするものではないこと

3 水道料金の原則と現在の料金

(2) 水道料金の統合①

統合前の3市1町の水道料金はそれぞれ制度が異なっていましたが、平成18年4月の水道事業統合後、平成20年4月から3市1町の料金の仕組みを統一しました。

家事用料金(例:20m³)

滝川市	5,071円
砂川市	4,490円
歌志内市	5,023円
奈井江町	3,853円

改定後
4,410円

業務用料金(例:50m³)

滝川市	15,246円
砂川市	14,344円
歌志内市	13,614円
奈井江町	10,920円

改定後
13,020円

※ただし、前回料金改定時は消費税5%。

3 水道料金の原則と現在の料金

(2) 水道料金の統合②

前回の水道料金審議会による4つの答申は、次のとおりです。

1 水道事業の経営は、常に事業の経済性を發揮し、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

中空知広域水道企業団水道事業における水道料金については、3市1町の水道事業統合時の経過を踏まえ、**現行3市を給水区域とする料金を上回らない料金を基本として設定されたい。**

2 料金体系については、**現行4地区の用途別料金体系を継続し、その用途別区分については、家事用、業務用、浴場用、臨時用の4区分を基本とされたい。**また、将来的な料金見直しの時点で**口径別料金体系の導入についても検討されたい。**

3 水道料金の原則と現在の料金

（2）水道料金の統合③

3 改定料金については、**来年度からの5か年の維持を基本とし、今後の有収水量の推移、諸費用の変動、施設整備の状況等の要素を的確に把握し、経営計画を検証され、水道事業の健全経営に努力されたい。**

4 **福祉世帯の料金の軽減措置については、それぞれの市町において新料金の設定と併せて検討されることと思われるが、家事用料金との差額については、引き続き構成市町より企業団へ繰り入れることとされたい。**

以上が、平成19年に開催した水道料金審議会の答申であり、こうしたことも参考にしながらこの度の議論を進めることになります。

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み①

料金体系の大別

用途別

口径別

用途別口径別

用途別

水道水をどのような目的で使うかにより区分

(道内都市では当企業団も含めて33団体中18団体が採用)

口径別

水道水を一度にどれくらい使えるかにより区分

(道内都市では完全口径別は5団体のみ、その他10団体は用途別を併用)

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み②

道内各都市の料金体系(中空知広域水道企業団含め全33団体)

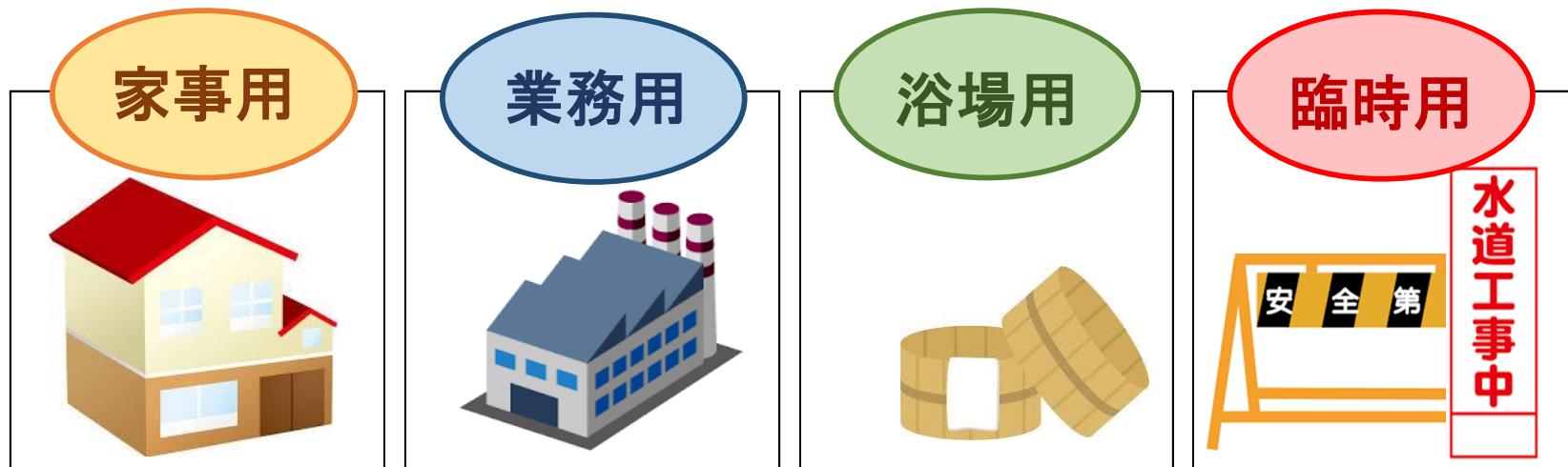
事業者名	用途別	口径別	用途別 口径別	事業者名	用途別	口径別	用途別 口径別	事業者名	用途別	口径別	用途別 口径別
札幌市			○	留萌市	○			根室市	○		
函館市			○	苫小牧市			○	千歳市		○	
小樽市			○	稚内市	○			深川市	○		
旭川市	○			美唄市	○			富良野市	○		
室蘭市			○	芦別市	○			登別市	○		
釧路市			○	江別市			○	恵庭市			○
帶広市		○		赤平市	○			伊達市			○
北見市			○	紋別市	○			北広島市		○	
夕張市	○			士別市	○			石狩市		○	
岩見沢市	○			名寄市		○		北斗市	○		
網走市	○			三笠市	○			中空知	○		

比較的、大都市や札幌圏の都市に口径別や用途別口径別の併用、中小都市や地方都市に用途別の料金体系が多くなっている傾向があります。

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み③

用途別料金(当企業団の場合)



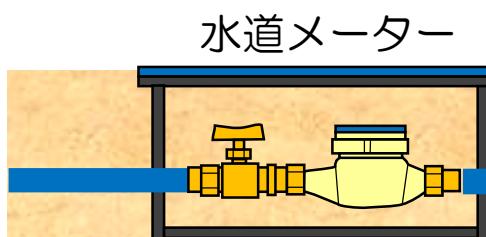
- ① **家事用**は、水道を家事のみの目的の使用に対する料金です。
- ② **業務用**は、他の3つの区分以外の目的の使用に対する料金です。
- ③ **浴場用**は、公衆浴場の営業等の目的の使用に対する料金です。
- ④ **臨時用**は、工事などの一時的な使用に対する料金です。

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み④

口径別料金(参考)

※口径別は、前回の水道料金審議会から、「導入について検討されたい」との答申をいただいている料金体系です。



引用:日本水道協会「水道PRパッケージ」

一般家庭では13ミリから25ミリが多く、業務で使用される事業所などは、100ミリまでいろいろな口径があります。

水道利用者が水道水を使用するとき、必ず水道メーターを通すことになります。この水道メーターに引き込む管の口径の大きさによって段階的に料金に差を設ける仕組みが、口径別料金です。

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み⑤

基本料金

基本水量あり

基本水量なし

基本水量あり

一定の水量を基本料金に含む料金の決め方。例えば、当企業団では、家事用の基本水量は7m³まで。
(道内都市では当企業団も含めて33団体中27団体が採用)

基本水量なし

使用水量をあらかじめ基本料金に組み込まない料金の決め方。

(道内都市では帯広、北見、室蘭、苫小牧、千歳、北広島が採用。)

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み⑥

家事用基本水量(メータ一口径13ミリで調査)		
水量	団体数	主な団体
0m ³	6団体	帯広、北見、苦小牧など
5m ³	4団体	美唄、士別、名寄、登別
6m ³	1団体	紋別
7m ³	3団体	中空知、岩見沢、石狩
8m ³	14団体	旭川、釧路、恵庭など
10m ³	5団体	札幌、函館、小樽など

家事用は業務用と比較すると基本水量を抑えている団体が多い。最多階層は8m³だが、当企業団の基本水量は、道内の中ではおおよそ平均的であると言える。

業務用基本水量(メータ一口径25ミリで調査)		
水量	団体数	主な団体
0m ³	6団体	帯広、北見、苦小牧など
6m ³	1団体	紋別
8m ³	3団体	旭川、釧路、網走
10m ³	14団体	札幌、函館、小樽など
15m ³	4団体	中空知、芦別、士別、深川
16m ³	2団体	赤平、富良野
20m ³	3団体	留萌、根室、北斗

基本水量にバラつきがあるが、10m³が最多階層となる。道内の中では、当企業団は業務用の基本水量が比較的大きい団体である。

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み⑦

従量料金(超過料金)の仕組み

単一型

遞増型

遞減型

単一型

使用水量にかかわらず、1m³あたりの金額が同じ。
(当企業団では業務用以外の3区分で採用。全国的には約3割が採用。)

遞増型

使用水量が多ければ、1m³あたりの金額が高くなる。
(全国的には一番多く採用されている型式で、約7割を占めている。)

遞減型

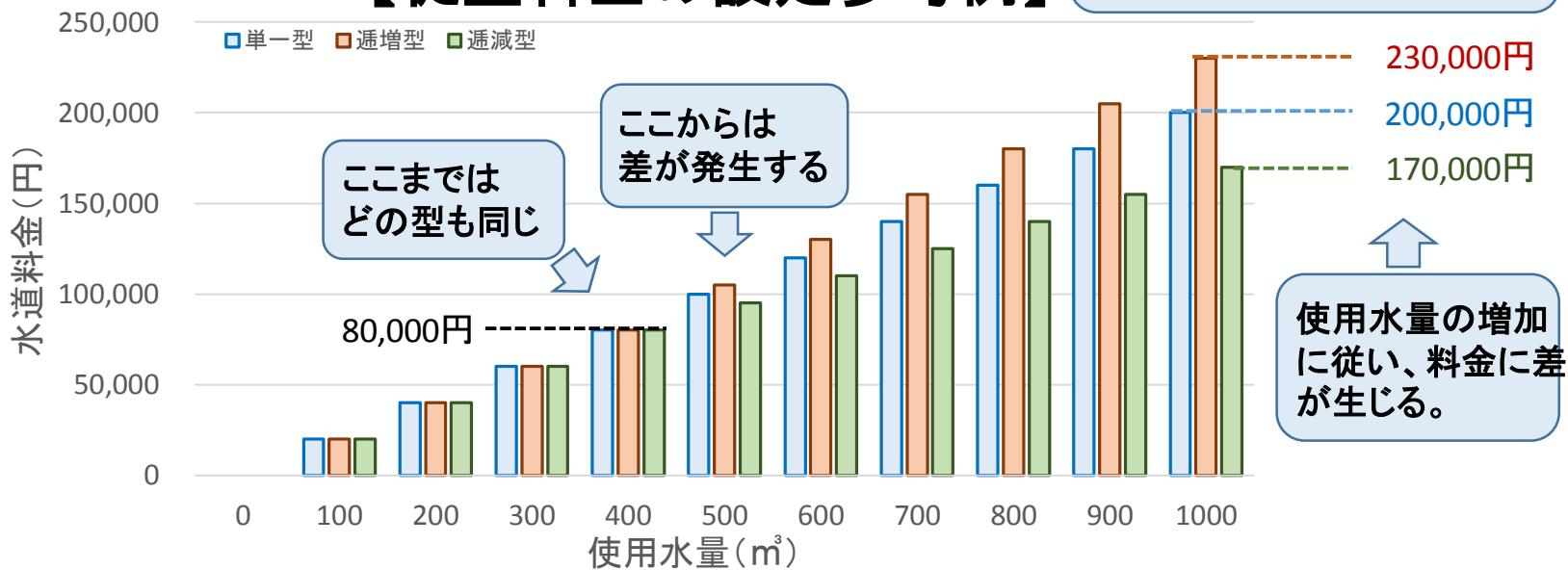
使用水量が多ければ、1m³あたりの金額が低くなる。
(当企業団では業務用で採用。全国的に導入例はほとんどない。)

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み⑧

【従量料金の設定参考例】

大口の利用者からたくさんいただくのが遡増型、負担を軽くするのが遡減型。



【単一型】1 m³あたり200円と設定。水量によって変化させず。

【遡増型】1 m³～400m³を200円、401m³以上を250円と設定。

【遡減型】1 m³～400m³を200円、401m³以上を150円と設定。

3 水道料金の原則と現在の料金

(3) 水道料金の仕組み⑨

まとめると、当企業団の現在の料金の仕組みは次のとおりです。

料金体系

用途別

口径別

用途別口径別

基本料金

基本水量あり

基本水量なし

従量料金(超過料金)

単一型

業務用以外で採用

逓増型

逓減型

業務用で採用

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金①

現在の当企業団の水道料金は、次の表のとおりになります。

用途別	基本料金(1月につき)		従量料金(1m ³ につき)	
	水量割	料金	超過水量	料金
家事用	7m ³ まで	1, 460円	8m ³ ~	236円
業務用	15m ³ まで	3, 672円	16~900m ³	277円
			901m ³ ~	236円
浴場用	100m ³ まで	9, 791円	101m ³ ~	113円
臨時用	10m ³ まで	6, 119円	11m ³ ~	555円

※消費税8%分を含む。

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金②

平成29年度の3市1町全体の使用水量は約602万m³で、用途別での割合は、家事用72.0%、業務用27.1%となっています。水道料金収入14億8,396万円のうち、用途別での割合は、家事用67.9%、業務用31.6%となっています。

○用途別使用水量・水道料金収入(平成29年度)

(8%税込)

用途別	水量(m ³)	割合(%)	水道料金収入(円)	割合(%)
家事用	4,340,919	72.0	1,008,006,804	67.9
業務用	1,631,799	27.1	467,980,307	31.6
浴場用	53,449	0.9	6,145,027	0.4
臨時用	2,260	0.0	1,828,603	0.1
計	6,028,427	100.0	1,483,960,741	100.0

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金③

用途別の使用状況で1か月当たりの平均水量は、家事用で12m³、業務用で57m³となっています。使用水量901m³以上では、家事用の使用実績はなく、業務用では月平均24件使用しています。

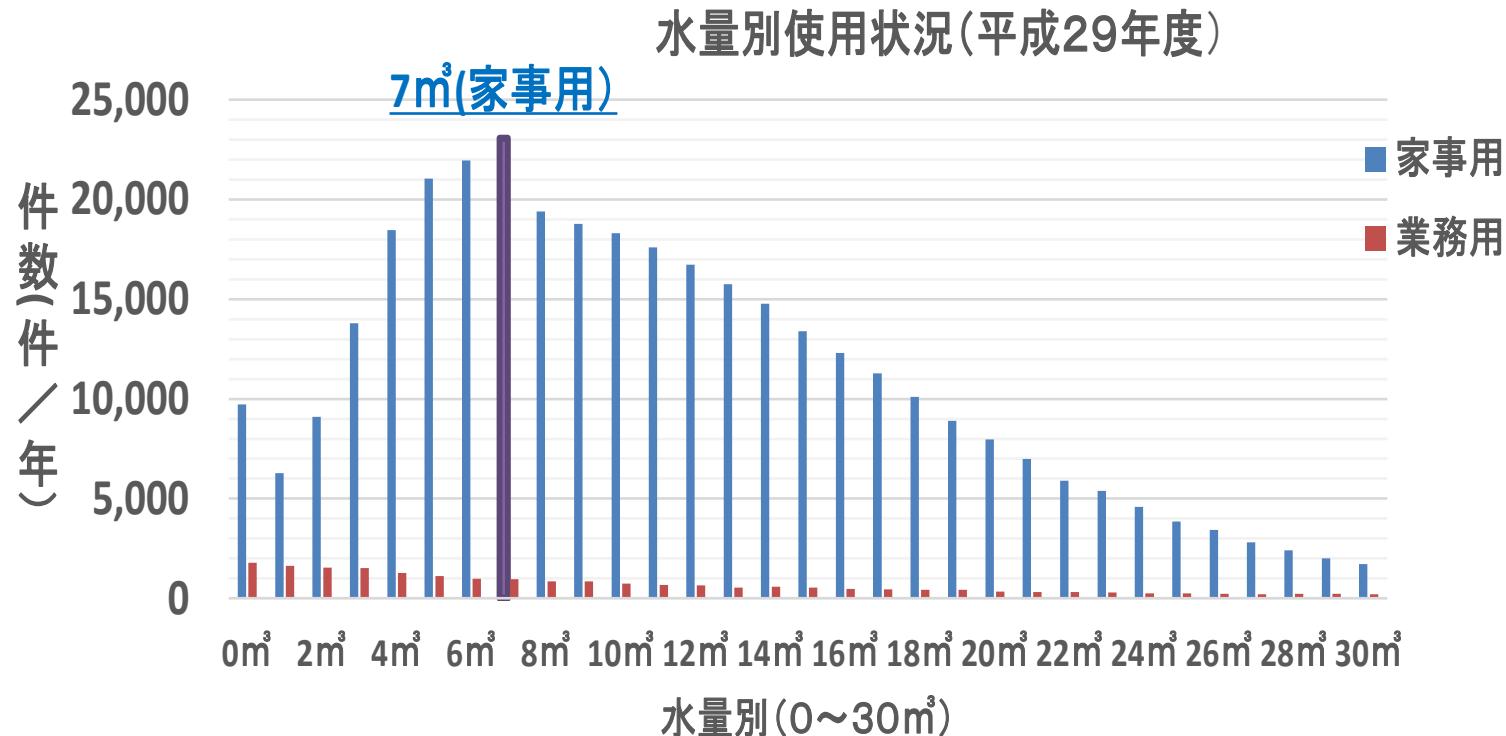
○用途別の使用状況(平成29年度)

使用水量別 (m ³)	家事用		業務用	
	月平均件数(件)	年間水量(m ³)	月平均件数(件)	年間水量(m ³)
0～10	14,993	1,045,486	1,103	54,319
11～20	10,731	1,905,421	424	76,024
21～30	3,258	949,353	210	63,089
31～40	663	272,944	136	57,742
41～50	143	75,886	87	47,404
51～100	66	49,135	182	153,385
101～200	9	16,203	115	194,265
201～500	5	15,977	75	281,139
501～900	1	10,514	19	148,195
901～	0	0	24	556,237
計	29,869	4,340,919	2,375	1,631,799
1か月当たりの 平均水量(m ³)	12.1		57.3	

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金④

水量別使用件数の状況では、家常用 7m^3 が最多件数となっていま
す。

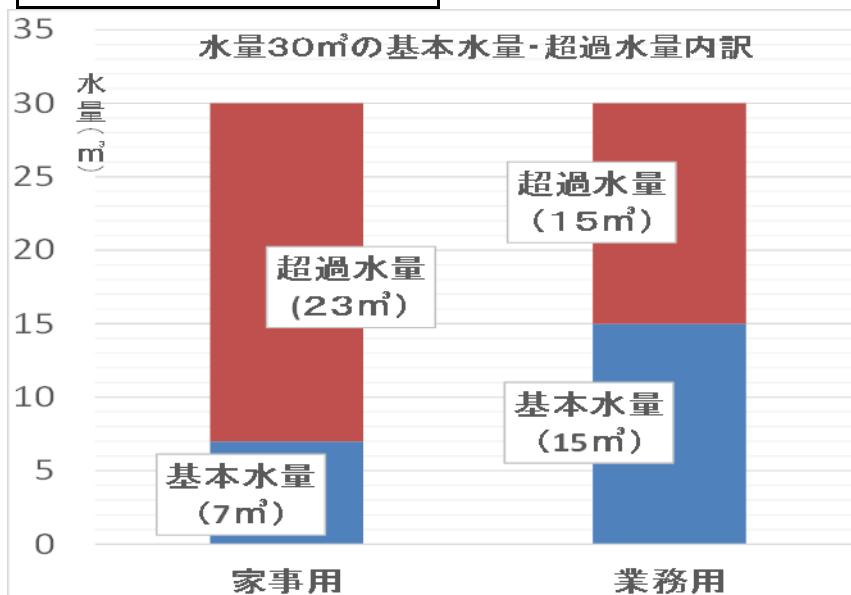


3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑤

使用水量は、用途別に設定している基本水量と、基本水量を超えて使用した超過水量の合計で構成しています。基本水量は家事用7m³、業務用15m³、浴場用100m³、臨時用10m³で、それを超える水量は超過水量になります。

基本水量と超過水量



《家事用で1か月に30m³使用した場合》

$$\begin{aligned} &7\text{m}^3(\text{基本水量}) + 23\text{m}^3(\text{超過水量}) \\ &= 30\text{m}^3 \end{aligned}$$

《業務用で1か月に30m³使用した場合》

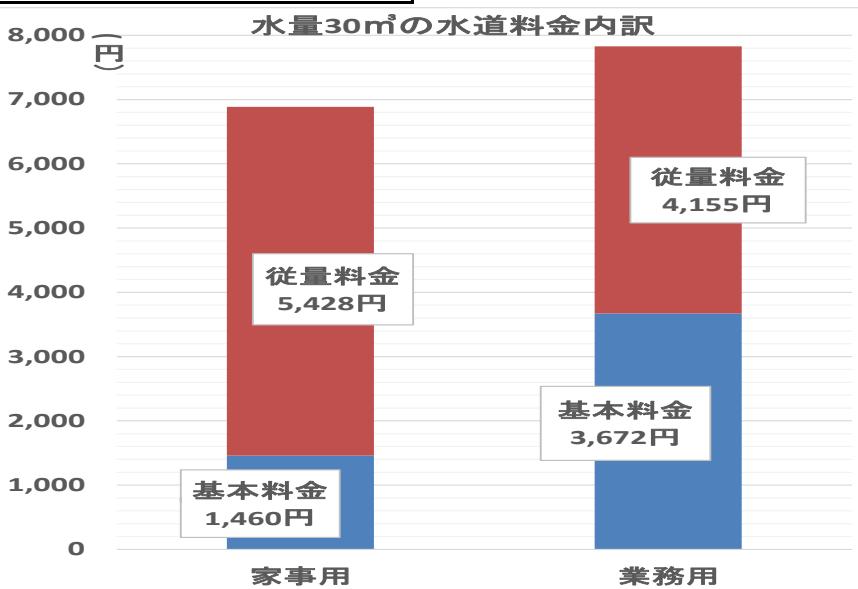
$$\begin{aligned} &15\text{m}^3(\text{基本水量}) + 15\text{m}^3(\text{超過水量}) \\ &= 30\text{m}^3 \end{aligned}$$

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑥

水道料金は、用途別に設定している基本料金と、基本水量を超えて使用した超過料金の合計で構成しています。基本料金は家事用7m³まで1,460円、業務用15m³まで3,672円で、それを超える水量は超過料金となります。

基本料金と従量料金



《家事用で1か月に30m³使用した場合》

$$\begin{aligned} & 1,460\text{円}(\text{基本水量}7\text{m}^3) \\ & + 236\text{円}(\text{超過料金}) \times 23\text{m}^3(\text{超過水量}) \\ & = 6,888\text{円}(8\% \text{税込}) \end{aligned}$$

《業務用で1か月に30m³使用した場合》

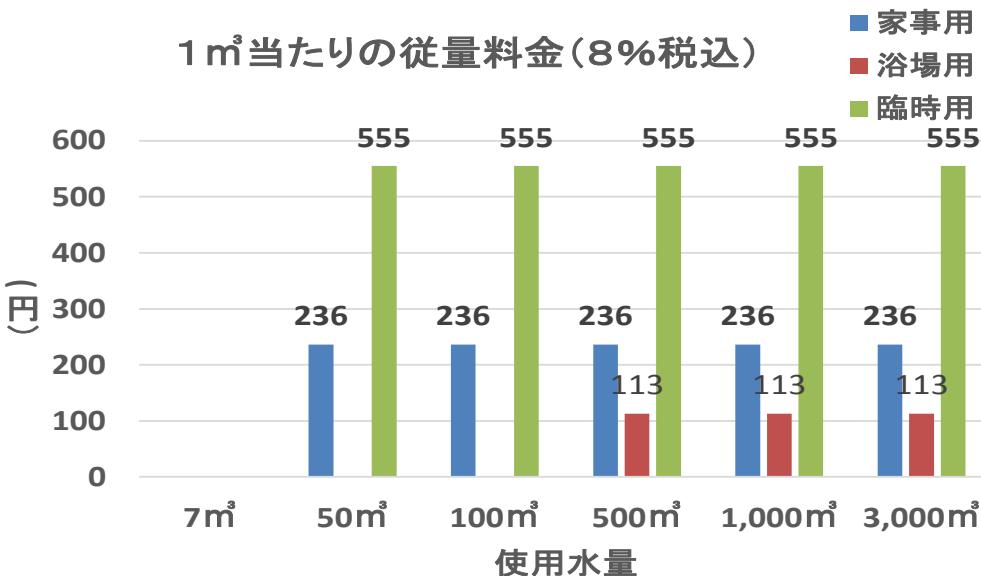
$$\begin{aligned} & 3,672\text{円}(\text{基本水量}15\text{m}^3) \\ & + 277\text{円}(\text{超過料金}) \times 15\text{m}^3(\text{超過水量}) \\ & = 7,827\text{円}(8\% \text{税込}) \end{aligned}$$

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑦

従量料金は、業務用を除く、家事用・浴場用・臨時用で单一従量料金を採用し、それぞれ従量料金は家事用8m³以上236円、浴場用101m³以上113円、臨時用11m³以上555円と設定しています。

単一従量料金



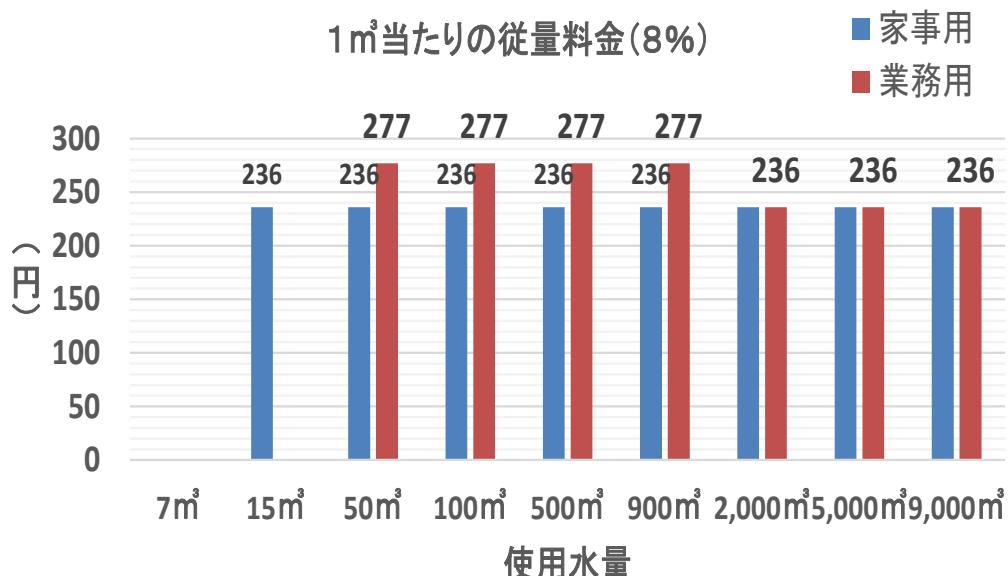
単一従量料金は、従量料金について、使用水量の多少にかかわらず1m³当たりの料金で設定しています。

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑧

業務用の従量料金は、逓減型料金を採用し、業務用従量料金16~900m³277円、901m³以上236円と設定しています。

逓減型料金



企業団: 業務用料金に適用

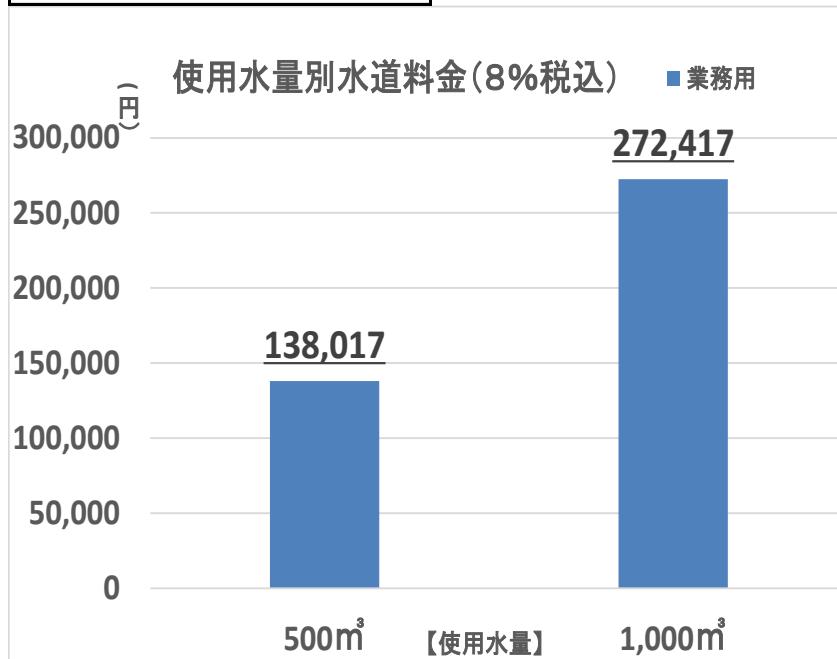
逓減型料金とは、従量料金について、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金が段階的に低くなる料金体系で、大口使用者への配慮を目的としています。

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑨

業務用水道料金の超過料金については、遡減型料金を採用していることから、超過水量16~900m³を277円、901m³以上を236円と分けて計算します。

遡減型料金



企業団:業務用料金に適用

《業務用で1か月に500m³使用した場合》

$$\begin{aligned} & 3,672 \text{円} (\text{基本水量 } 15 \text{m}^3) \\ & + 277 \text{円} (\text{超過料金}) \times 485 \text{m}^3 (\text{超過水量}) \\ & = 138,017 \text{円} (\text{8%税込}) \end{aligned}$$

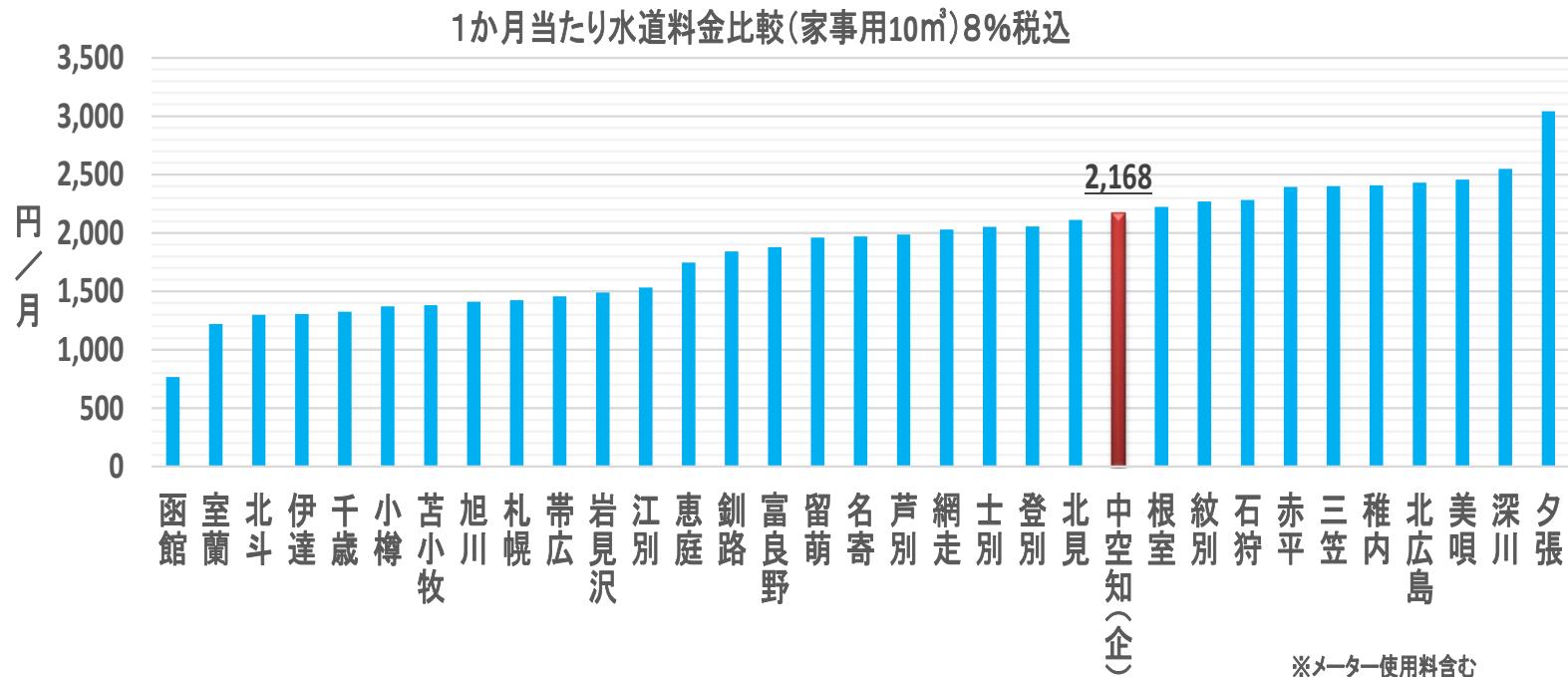
《業務用で1か月に1,000m³使用した場合》

$$\begin{aligned} & 3,672 \text{円} (\text{基本水量 } 15 \text{m}^3) \\ & + 277 \text{円} (\text{超過料金}) \times 885 \text{m}^3 (\text{超過水量}) \\ & + 236 \text{円} (\text{超過料金}) \times 100 \text{m}^3 (\text{超過水量}) \\ & = 272,417 \text{円} (\text{8%税込}) \end{aligned}$$

3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑩

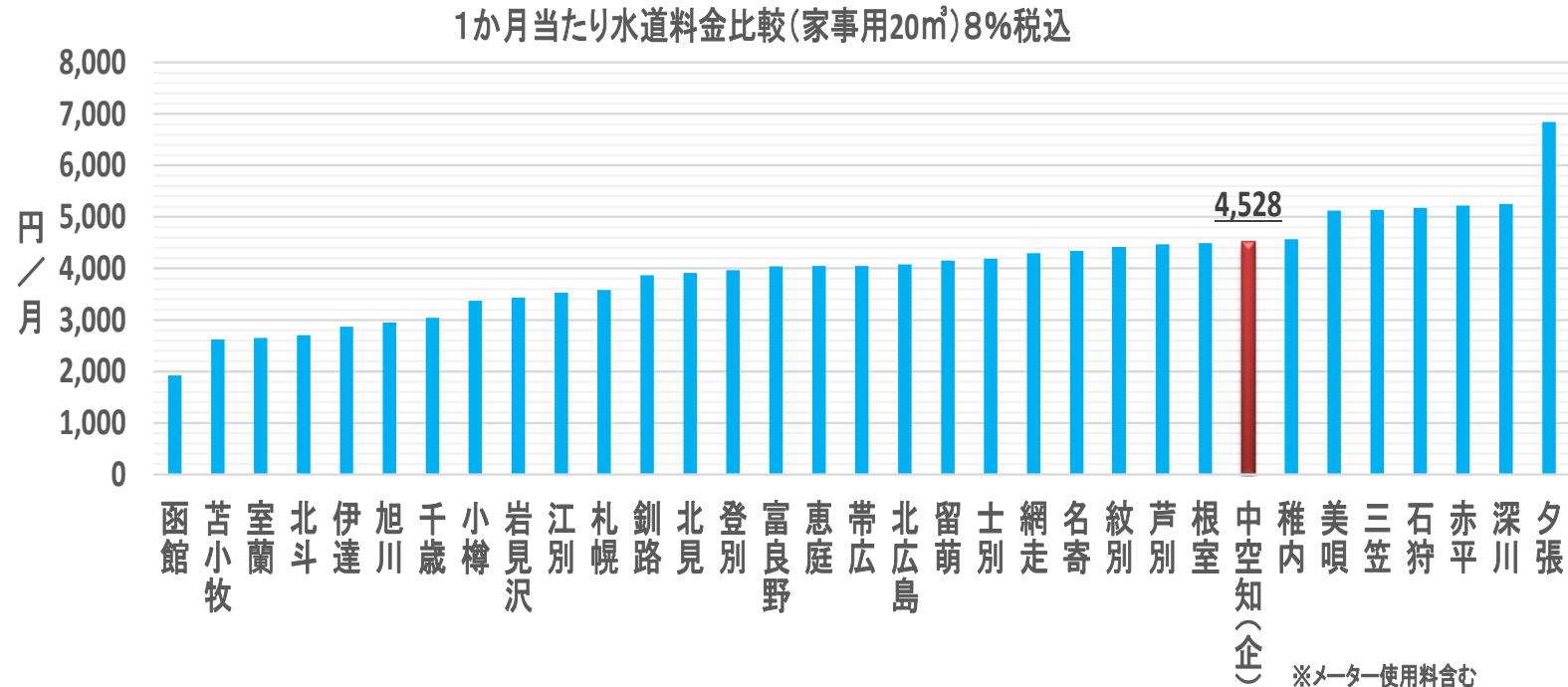
家事用での使用水量10m³の水道料金は、1か月当たり2,168円で、全道の他市との比較では上から11番目になります。



3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑪

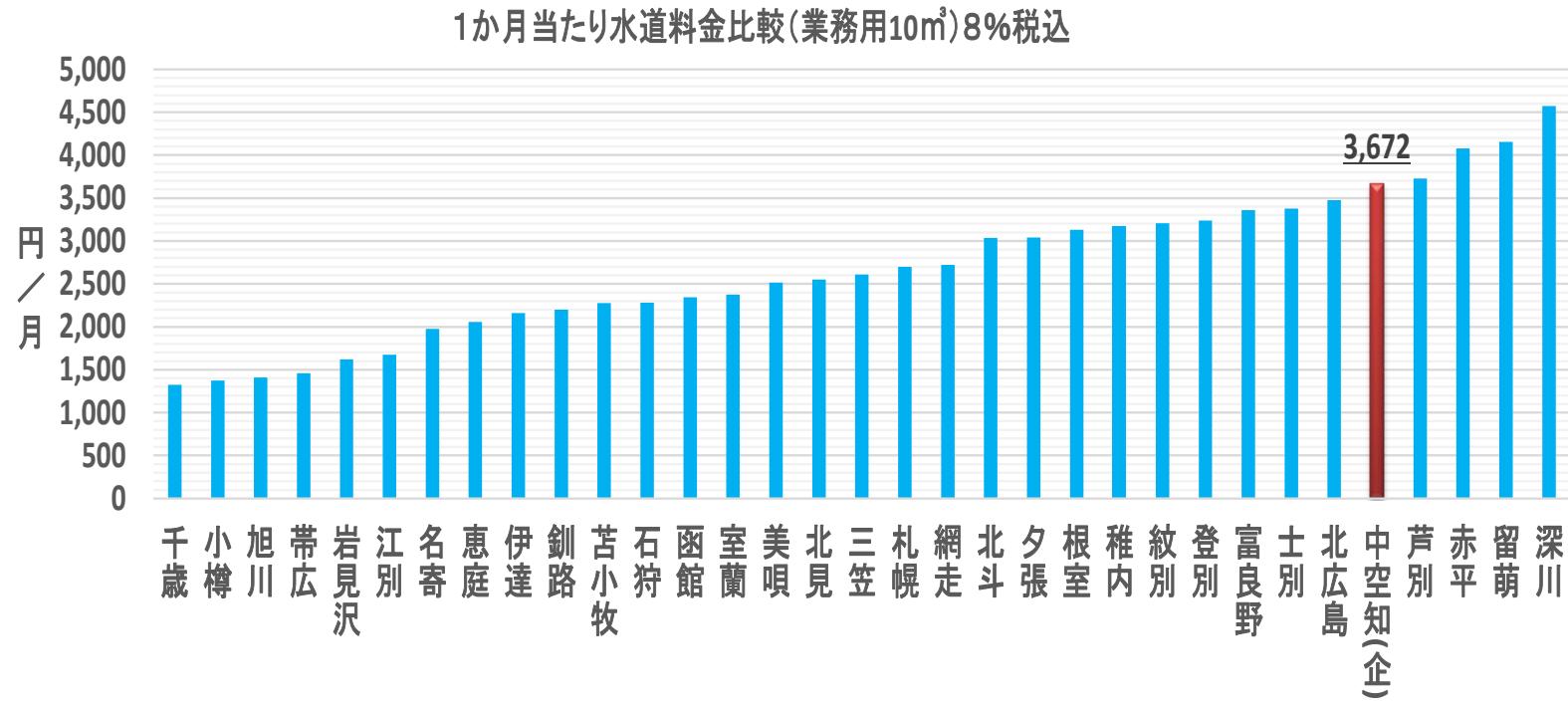
家事用での使用水量20m³の水道料金は、1か月当たり4,528円で、全道の他市との比較では上から8番目になります。



3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑫

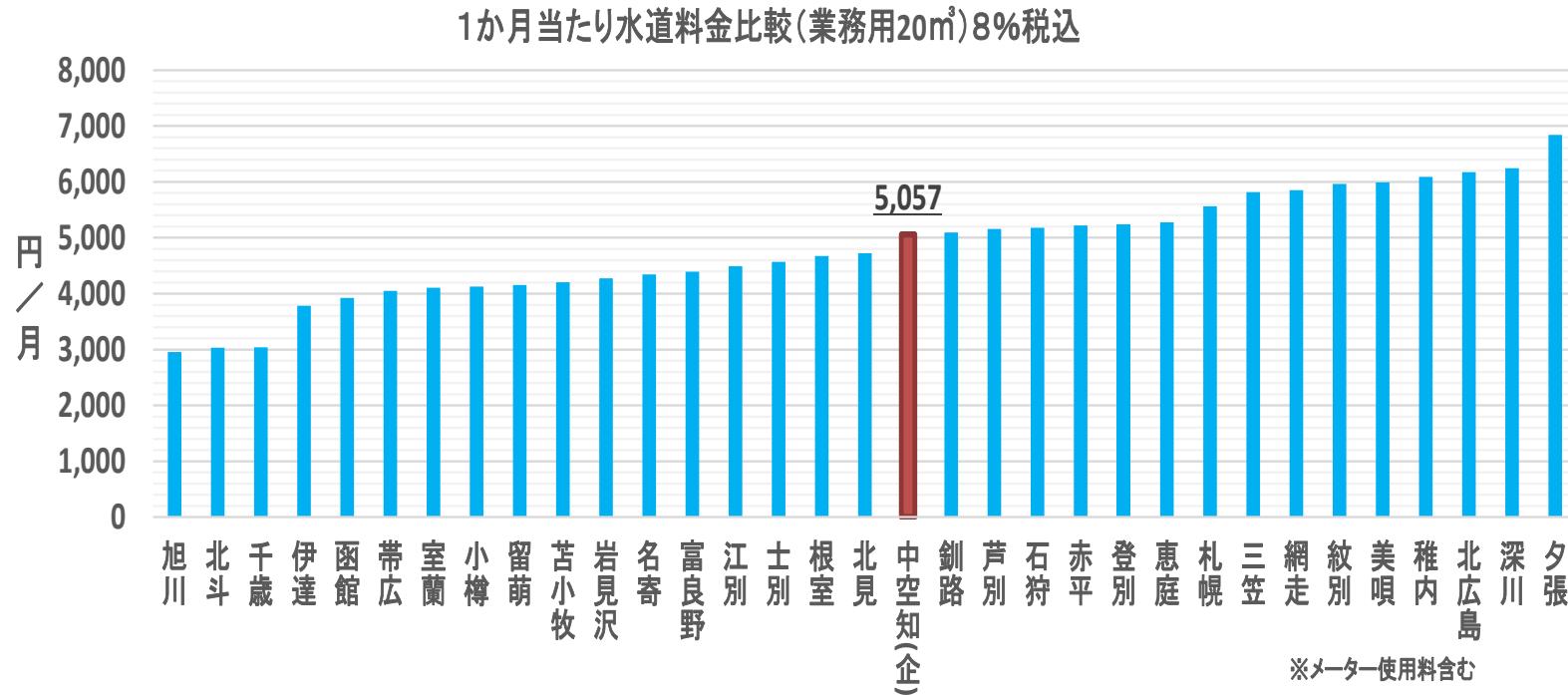
業務用での使用水量10m³の水道料金は、1か月当たり3,672円で、全道の他市との比較では上から5番目になります。



3 水道料金の原則と現在の料金

(4) 中空知広域水道企業団の水道料金⑬

業務用での使用水量20m³の水道料金は、1か月当たり5,057円で、全道の他市との比較では上から16番目になります。

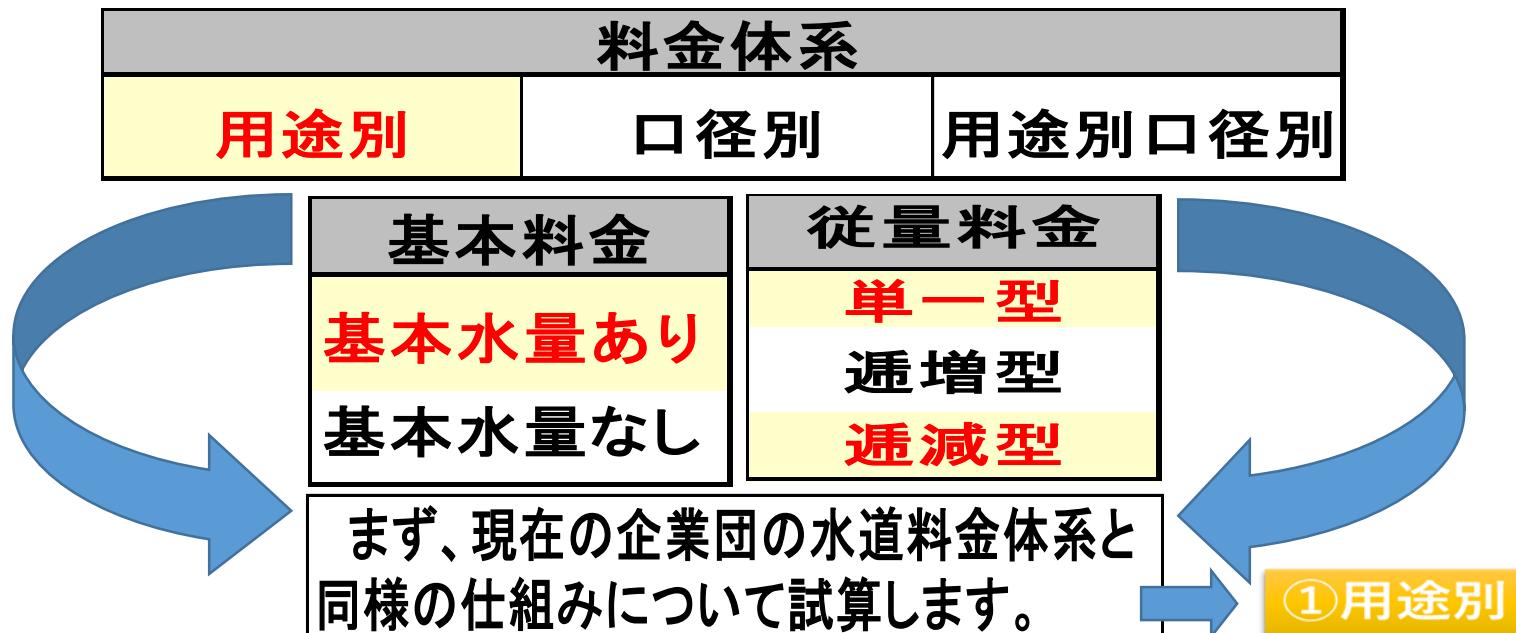


4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(1) 今後の水道料金

経営戦略の財政収支見通しから、資金不足分について6%の水道料金を引き上げる必要があります。今後の水道料金の試算にあたっては、必要額6%加算を踏まえ、また試算パターンについては、いくつかある水道料金の仕組みの中から、当企業団の実情に合った項目等を選択し、検討していくこととします。

○水道料金の仕組み



4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(2) 用途別料金の試算

「①用途別」料金の試算では、現行用途別料金に必要額6%を加算し、それぞれの基本料金・超過料金を算出します。なお消費税等については、税率改定が予定されていることから、現行8%税込を10%税込に置換して試算します。

現行料金の消費税率
を10%に置換し比較

水道料金(現行) 上段(10%税込)
下段(8%税込)

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金 (円)
	水量	料金(円)	
家事用	7m ³ まで	1,487 (1,460)	240 (236)
業務用	15m ³ まで	3,740 (3,672)	282 (277)
浴場用	100m ³ まで	9,972 (9,791)	115 (113)
臨時用	10m ³ まで	6,232 (6,119)	565 (555)

設定内容 現行用途別料金に6%を乗じて試算。

①用途別

水道料金(6%加算分)
(10%税込)

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金 (円)
	水量	料金(円)	
家事用	7m ³ まで	89	15
業務用	15m ³ まで	224	15
浴場用	100m ³ まで	598	7
臨時用	10m ³ まで	374	34

家事用:基本水量7m³
業務用:基本水量15m³

水道料金(試算後)
(10%税込)

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金 (円)
	水量	料金(円)	
家事用	7m ³ まで	1,576	255
業務用	15m ³ まで	3,964	255
浴場用	100m ³ まで	10,570	122
臨時用	10m ³ まで	6,606	599

4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響①

家事用使用水量10m³の場合、現行料金2,207円、改定額134円(改定率6.1%)、改定後料金2,341円、家事用使用水量20m³の場合、現行料金4,607円、改定額284円(改定率6.2%)、改定後料金4,891円になります。

○用途別試算使用水量(10m³)

現行料金の消費税率
を10%に置換し比較

用途別	現行料金(円)	改定額(円)	改定率(%)	改定後料金(円)
家事用	2,207	134	6.1	2,341
業務用	3,740	224	6.0	3,964
浴場用	9,972	598	6.0	10,570
臨時用	6,232	374	6.0	6,606

○用途別試算使用水量(20m³)

10%税込

用途別	現行料金(円)	改定額(円)	改定率(%)	改定後料金(円)
家事用	4,607	284	6.2	4,891
業務用	5,150	309	6.0	5,459
浴場用	9,972	598	6.0	10,570
臨時用	11,882	714	6.0	12,596

4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響②

業務用使用水量2,000m³の場合、現行料金517,310円、改定額31,769円(改定率6.1%)、改定後料金549,079円になります。

①用途別

○現行料金										
用途別	水量(m ³ /月)									
	10	20	50	100	200	500	900	2,000	5,000	9,000
家事用	2,207	4,607	11,807	23,807	47,807	119,807	215,807			
業務用	3,740	5,150	13,610	27,710	55,910	140,510	253,310	517,310	1,237,310	2,197,310

○改定後										
用途別	水量(m ³ /月)									
	10	20	50	100	200	500	900	2,000	5,000	9,000
家事用	2,341	4,891	12,541	25,291	50,791	127,291	229,291			
業務用	3,964	5,459	14,429	29,379	59,279	148,979	268,579	549,079	1,314,079	2,334,079

○改定額

○改定額										
用途別	水量(m ³ /月)									
	10	20	50	100	200	500	900	2,000	5,000	9,000
家事用	134	284	734	1,484	2,984	7,484	13,484			
業務用	224	309	819	1,669	3,369	8,469	15,269	31,769	76,769	136,769

○改定率

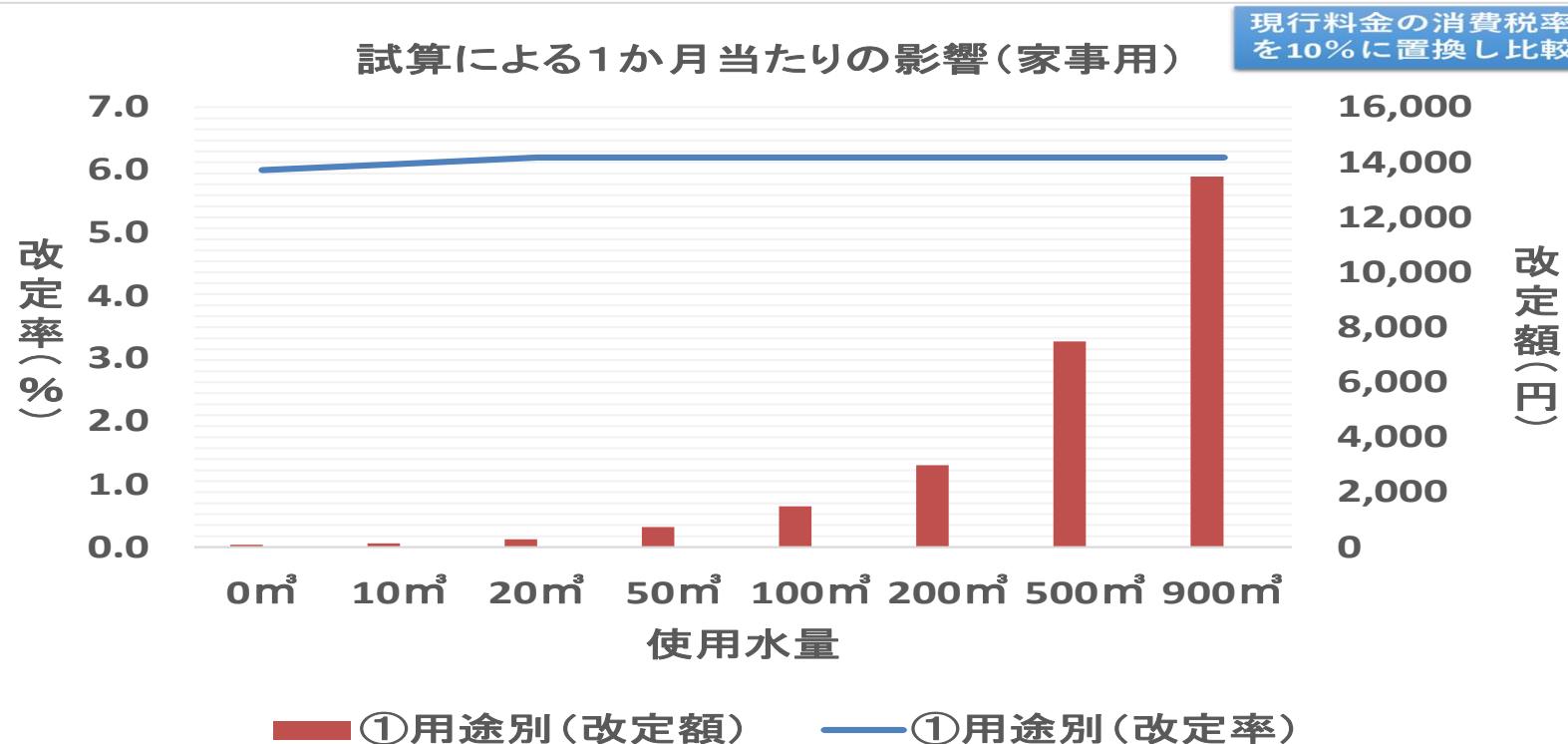
○改定率										
用途別	水量(m ³ /月)									
	10	20	50	100	200	500	900	2,000	5,000	9,000
家事用	6.1	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2			
業務用	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.1	6.2	6.2

現行料金の消費税率
を10%に置換し比較

4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響③

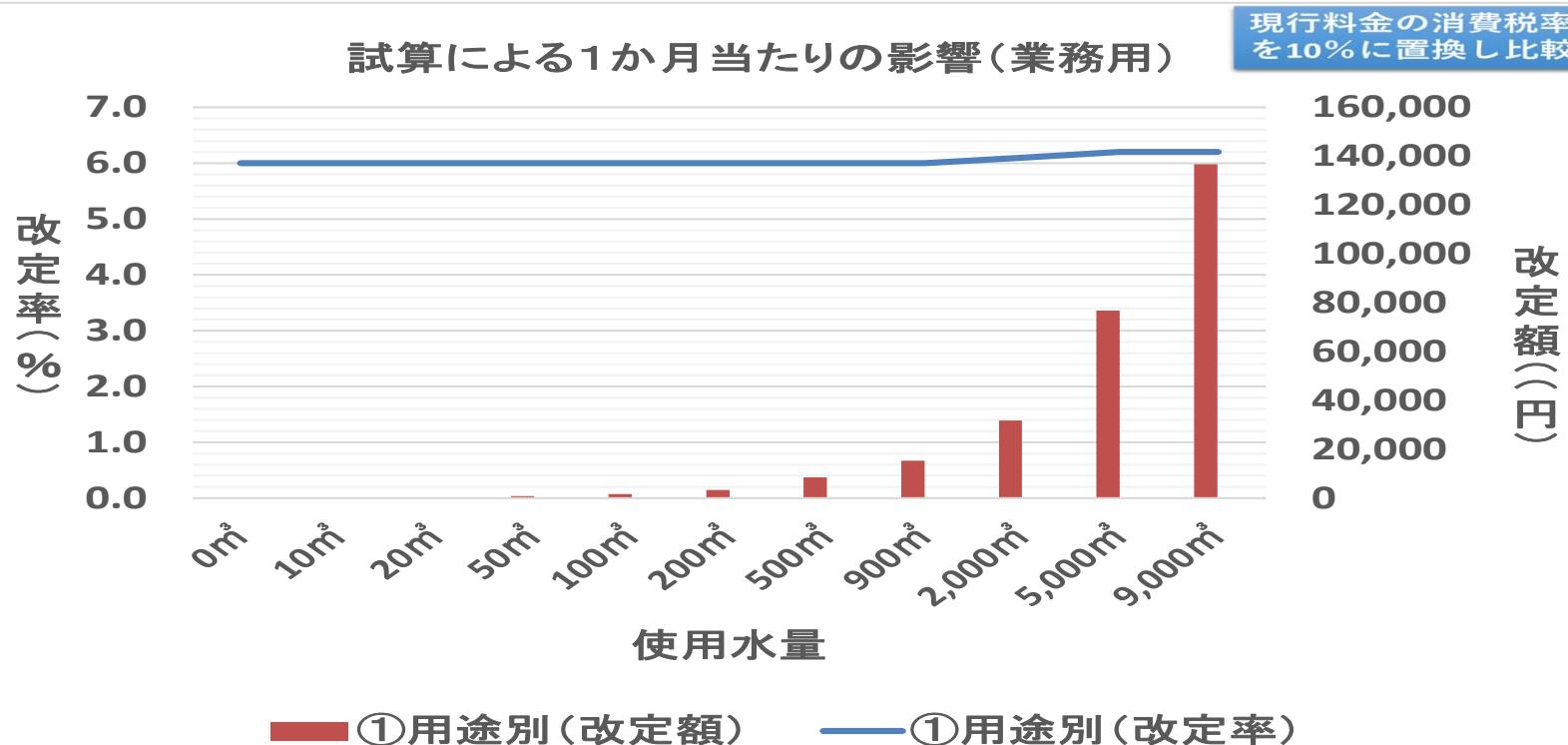
家事用の試算による1か月当たりの影響は、基本料金・超過料金に6%を乗じて試算していることから、改定率では使用水量にかかわらずおおむね6%均一の影響になります。



4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響④

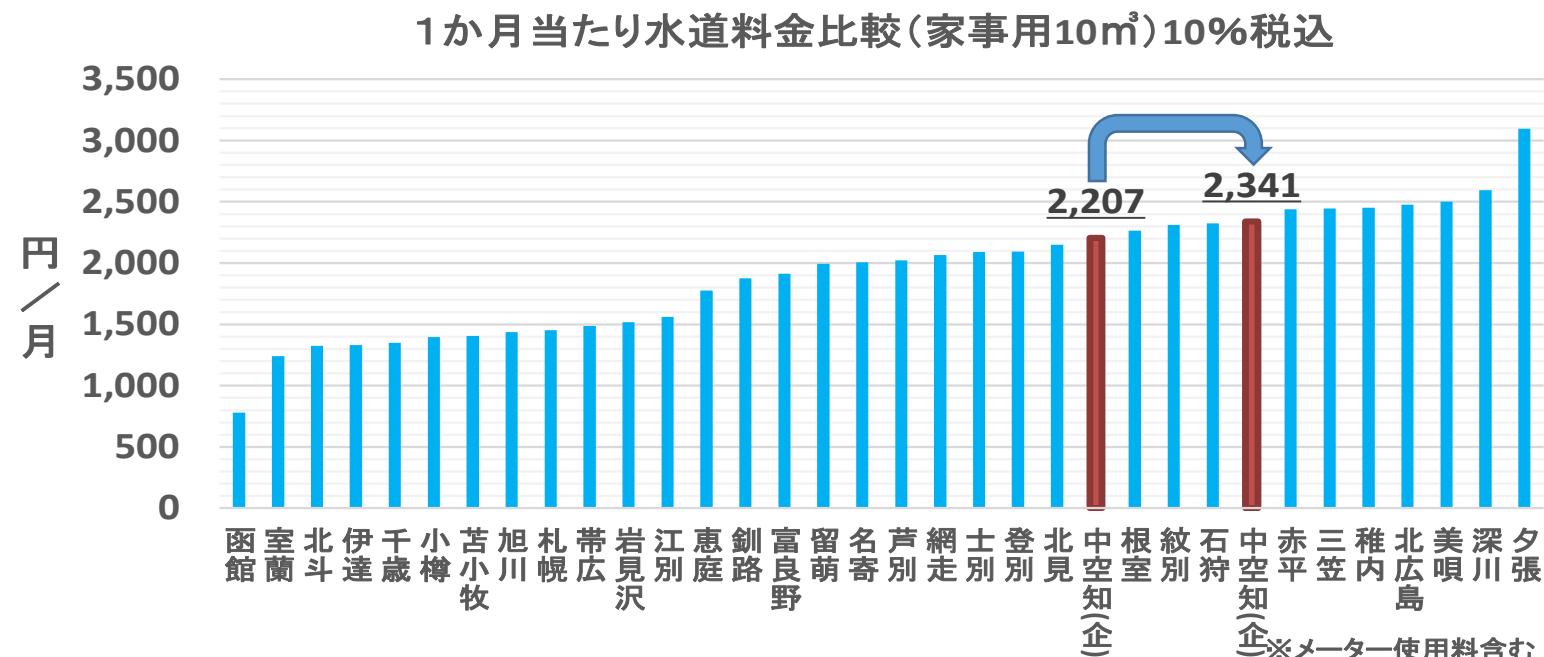
業務用の試算による1か月当たりの影響は、基本料金・超過料金に6%を乗じて試算していることから、改定率では使用水量にかかわらずおおむね6%均一の影響になります。



4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響⑤

試算後の家事用使用水量10m³の水道料金は、1か月当たり2,341円(10%税込)になり、全道の他市との比較では上から11番目から8番目になります。

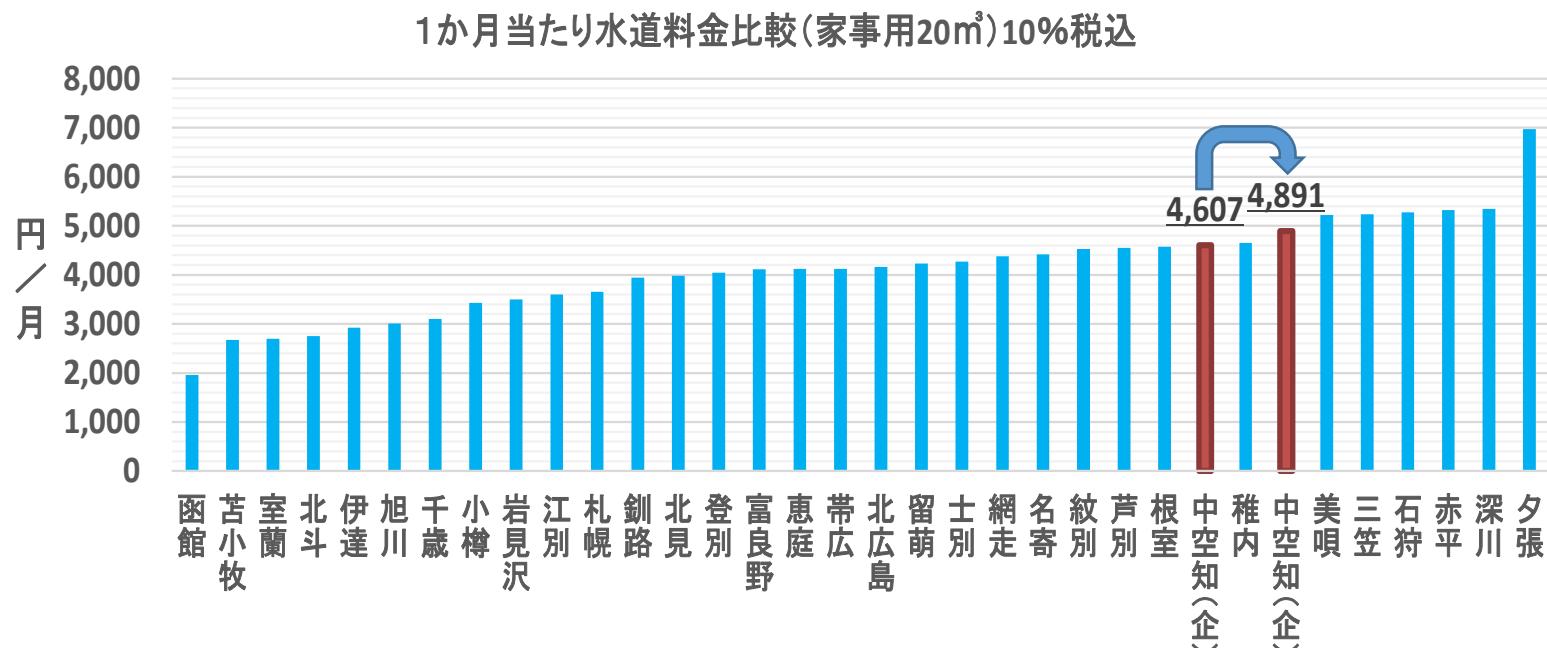


※料金算出の際消費税率は、現行8%を10%に置換して算出している。

4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響⑥

試算後の家事用使用水量20m³の水道料金は、1か月当たり4,891円(10%税込)になり、全道の他市との比較では上から8番目から7番目になります。



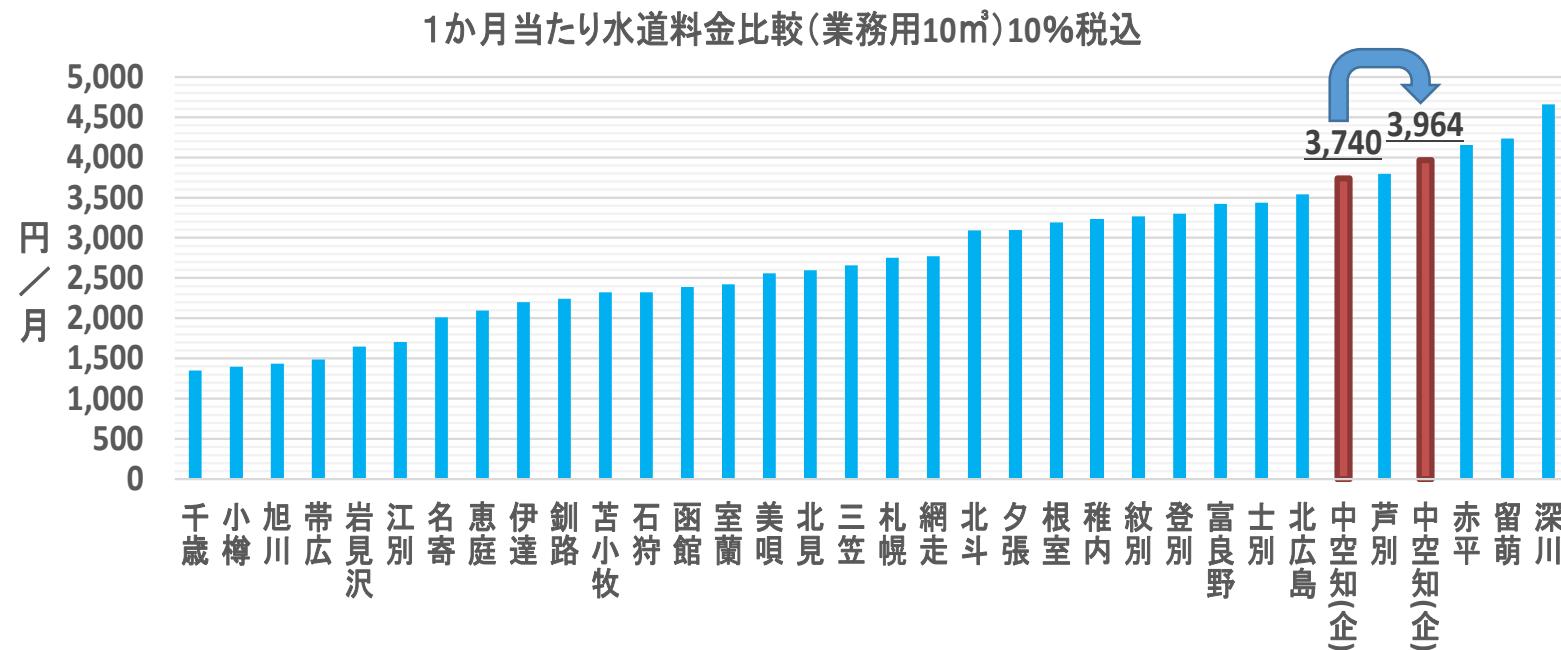
※料金算出の際消費税率は、現行8%を10%に置換して算出している。

※メーター使用料含む

4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響⑦

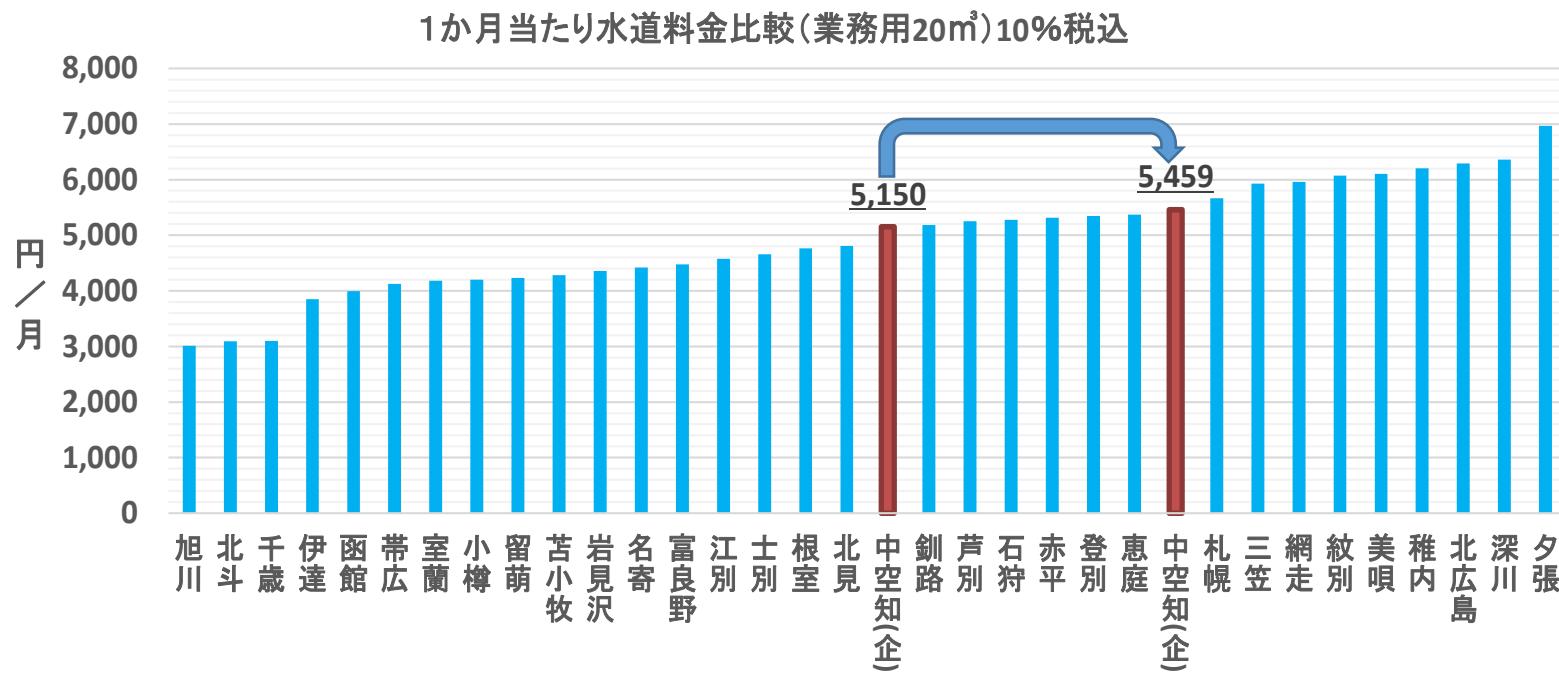
試算後の業務用使用水量10m³の水道料金は、1か月当たり3,964円(10%税込)になり、全道の他市との比較では上から5番目から4番目になります。



4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(3) 試算による影響⑧

試算後の業務用使用水量20m³の水道料金は、1か月当たり5,459円(10%税込)になり、全道の他市との比較では上から16番目から10番目になります。



4 今後の水道料金(用途別料金の試算)

(4) 用途別料金の試算(まとめ)

「①用途別」の料金試算は、現行用途別的基本料金・超過料金に6%を乗じたことにより、試算後の影響では、使用水量にかかわらず改定率がおおむね6%均一になります。

①用途別

試算パターン	【家事用】基本水量7m ³ 【業務用】基本水量15m ³ 【浴場用】基本水量100m ³ 【臨時用】基本水量10m ³
設定内容	現行用途別的基本料金・超過料金(10%税込)に6%を乗じて試算。
算出した基本料金・超過料金	家事用: 基本料金1,576円・超過料金255円 業務用: 基本料金3,964円・超過料金299円/255円 浴場用: 基本料金10,570円・超過料金122円 臨時用: 基本料金6,606円・超過料金599円
試算後の影響	現行用途別的基本料金・超過料金(10%税込)に6%を乗じて試算した結果、現行料金との比較で、改定率では使用水量にかかわらずおおむね6%均一の影響となります。